

# 医療費・介護費用の自己負担を軽減

## ～高額医療・高額介護合算療養費制度～

医療と介護サービスを両方利用している世帯の負担を軽減するため、世帯内の同一保険（国民健康保険、社会保険〈被用者保険〉、後期高齢者医療制度など）の各加入者が1年間（毎年8月～翌年7月）に支払った医療費と介護費用の自己負担額を合計し、自己負担限度額を超えた金額を支給する制度があります。

自己負担額の合算対象となるのは、同じ医療保険制度に加入している場合だけです。例えば、夫婦の一方が「後期高齢者医療制度」で、もう一方が「国民健康保険」といった場合などの加入する医療保険制度が異なるときは、住民票上は同じ世帯であっても合算されません。ご注意ください。

### ○ 支給対象

医療費と介護費用の自己負担額があり、両方合わせた額が次表の自己負担限度額を超えている世帯

### ○ 自己負担限度額

| 該当する区分                                       | 区分Ⅰ  | 区分Ⅱ  | 一般   | 上位所得者 | 現役並み所得者 |
|--|------|------|------|-------|---------|
| 〈70歳未満の世帯〉<br>加入している保険が、社会保険や国民健康保険などと介護保険   | 34万円 | 34万円 | 67万円 | 126万円 |         |
| 〈70歳～74歳の世帯〉<br>加入している保険が、社会保険や国民健康保険などと介護保険 | 19万円 | 31万円 | 56万円 |       | 67万円    |
| 〈75歳以上の世帯〉<br>加入している保険が、後期高齢者医療制度と介護保険       | 19万円 | 31万円 | 56万円 |       | 67万円    |

#### ▽区分Ⅰ

世帯全員が、住民税の課税対象となる各種所得の金額がないなどの方  
（年金収入のみの場合は年金受給額80万円以下の方）

#### ▽区分Ⅱ

住民税非課税の世帯で『区分Ⅰ』に該当しない方

#### ▽一般

『区分Ⅰ』『区分Ⅱ』『上位所得者』『現役並み所得者』のいずれにも該当しない方

#### ▽上位所得者（70歳未満）

【社会保険の場合】標準報酬月額（一定期間の報酬の平均額から定められるもの）が53万円以上の方など

【国民健康保険の場合】世帯全員の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える方

#### ▽現役並み所得者（70歳以上）

【社会保険の場合】標準報酬月額が28万円以上の方など

【国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合】課税所得145万円以上の方など

### ○ 計算する期間

毎年8月から翌年7月までの12カ月間